

埼玉県保安林制度事務処理要綱

平成12年3月31日
農林部長決裁
最終改正 平成25年4月1日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 保安林の指定、指定の解除その他の保安林に関する事務の処理については、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）、森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「政令」という。）、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。）森林法施行規則の規定に基づき申請書等の様式を定める件（昭和37年農林省告示第851号）、その他の法令、埼玉県森林法施行細則（平成11年埼玉県規則第89号。以下「細則」という。）及び埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則（昭和45年1月1日規則第2号。以下「委任決裁規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(適用の範囲)

第2条 この要綱は、法第3章の規定により県が処理することとされている事務について適用する。なお、保安林の指定若しくは解除又は指定施業要件の変更に係る法定受託事務についてはこれを適用しない。

(定義)

第3条 この要綱において、「保安林の指定」とは、法第25条の2第1項及び第2項の規定による知事による保安林の指定をいう。

2 この要綱において、「保安林の解除」とは、法第26条の2第1項及び第2項の規定による知事による保安林の指定の解除をいう。

3 この要綱において、「保安林の指定施業要件の変更」とは、法第33条の2の規定による知事による保安林の指定施業要件の変更をいう。

4 この要綱において「立木伐採許可」とは、法第34条第1項（法第44条において準用する場合を含む。）に規定する保安林及び保安施設地区内の立木の伐採許可をいう。

5 この要綱において「作業許可」とは、法第34条第2項（法第44条において準用する場合を含む。）に規定する保安林及び保安施設地区内での立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草、落葉若しくは落枝の採取、土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質の変更等に関する許可をいう。

第2章 保安林の種類

(保安林の種類)

第4条 法第25条第1項第1号から第11号までに定める目的を達成するために指定する保安林は、次の17種とする。

- 一 水源かん養保安林
- 二 土砂流出防備保安林
- 三 土砂崩壊防備保安林
- 四 飛砂防備保安林
- 五 防風保安林
- 六 水害防備保安林
- 七 潮害防備保安林
- 八 干害防備保安林
- 九 防雪保安林
- 十 防霧保安林
- 十一 なだれ防止保安林
- 十二 落石防止保安林
- 十三 防火保安林
- 十四 魚つき保安林
- 十五 航行目標保安林
- 十六 保健保安林
- 十七 風致保安林

第3章 保安林の指定

(直接の利害関係を有する者の範囲)

第5条 法第27条第1項に規定する、保安林の指定に直接の利害関係を有する者は、原則として次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 保安林の指定に係る森林の所有者その他権原に基づきその森林の立木竹若しくは土地の使用又は収益をする者

二 保安林の指定により直接利益を受ける者又は現に受けている利益を直接害され、若しくは害されるおそれがある者で別表1の基準を満たす者

(指定の申請の処理)

第6条 知事は、法第27条第1項に規定する保安林の指定の申請があった場合は、実地調査を行うとともに、当該森林の所在地を管轄する市町村長並びに森林所有者及び当該森林に関し登記した権利を有する者の当該指定に関する意見を聞くものとする。

2 知事は、前項の申請が不適法であって、補正することができるものであるときは直ちにその補正を命じ、補正することができないもの及び申請者が補正の命令に従わない場合は、理由を付した書面を送付して却下するものとする。

(指定施業要件を定める単位)

第7条 法第33条第1項の指定施業要件は、その指定の目的に係る受益の対象が同一である保安林(以下「同一の単位とされる保安林」という。)又はその集団を単位として定めるものとする。

2 前項の指定施業要件のうち、立木の伐採の方法、立木を伐採した後において当該伐

採跡地について行う必要のある植栽の方法及び期間並びに樹種（以下、「植栽の方法等」という。）については、当該森林の地況、林況等を勘案して地番の区域又はその部分を単位として定めるものとする。

（立木の伐採の方法）

第8条 指定施業要件として定める伐採の方法のうち、主伐に係るもの（次項に規定するものを除く。）は、第4条各号に規定する保安林の種類ごとに別表2に規定するところにより定めるものとする。

2 前項に規定するもののほか、主伐に係る伐採の方法については、伐採をすることができる立木は標準伐期齢以上のものとする旨を定めるものとする。

3 保安林の機能の維持又は強化を図るために樹種又は林相を改良することが必要であり、かつ、当該改良のためにする伐採が当該保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼさないと認められるときは、前2項に規定するもののほか、主伐に係る伐採の方法については、前2項の規定により定められる方法以外の方法によっても伐採をすることができる旨を定めることができる。

4 前項の規定による主伐に係る伐採の方法（以下「伐採方法の特例」という。）は当該森林の樹種又は林相を改良する必要が現に生じている場合又は10年以内に生ずると見込まれる場合に限り定めるものとするが、伐採方法の特例のうち伐採種に関するもの（以下「伐採種の特例」という。）は、択伐とする森林については伐採種を定めない、禁伐とする森林については択伐とするものとする。なお、伐採方法の特例を定める場合には、指定の日から10年をこえない範囲内で当該特例の有効期間も定めるものとする。

5 指定施業要件として定める伐採の方法のうち、間伐に係るものは、主伐に係る伐採種を定めない森林、択伐とする森林で択伐林型を造成するため間伐を必要とするもの及び禁伐とする森林で保育のために間伐をしなければ当該保安林の指定の目的を達成することができないものについて定めるものとする。

（皆伐面積の限度）

第9条 指定施業要件として定める伐採の限度のうち1伐採年度において皆伐による伐採をすることができる面積に係るものは、指定施業要件を定めるについて同一の単位とされる保安林又はその集団のうち当該指定施業要件としてその立木の伐採につき択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積を政令別表第2の第2号(1)イに規定する伐期齢に相当する数で除して得た面積（以下この条において「総年伐面積」という。）に前伐採年度における伐採につき法第34条第1項の許可をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合にはその達するまでの部分の面積を加えて得た面積とする旨を定めるものとする。

2 政令別表第2の第2号(1)ロの1箇所当たりの皆伐面積の限度は、原則として飛砂防備保安林、干害防備保安林及び保健保安林について定めるものとする。なお、当該限度は、10ヘクタール以下とするものとする。

3 伐採種の特例により、伐採種を定めないものとされた保安林に係る1箇所当たりの

皆伐面積の限度は、定めないものとする。

(指定後最初に行う択伐の択伐率)

第10条 省令第56条第3項に規定する択伐率を算出するために使用する係数は、当該森林における標準伐期齢以上の立木の材積が当該森林の立木の材積の30パーセント以上である森林にあつては当該森林の立木度、その他の森林にあつては当該森林の標準伐期齢以上の立木の材積が当該森林の立木の材積の30パーセント以上となる時期において推定される立木度とするものとする。この場合において、推定立木度は、保安林の指定時における当該森林の立木度を将来の成長状態を加味して±10分の1の範囲内で調整して得たものとする。なお、立木度は、現在の林分蓄積と当該林分の林齢に相応する期待蓄積とを対比して10分率をもって表わすものとする。ただし、蓄積を掲上するに至っていない幼齢林分については蓄積にかえて本数を用いるものとする。

(間伐率)

第11条 指定施業要件として定める伐採の限度のうち間伐に係るものについては、原則として政令別表第2の第2号(2)によるものとする。

(植栽)

第12条 指定施業要件として定める植栽は、植栽以外の方法によりの確な更新が期待できる場合には、これを定めないものとする。この場合において、人工造林にかかる森林及び森林所有者が具体的な植栽計画をたてている森林については、原則として定めるものとする。

2 前項により植栽を定める場合には、法第34条第2項の許可又は省令第63条第1項第5号の協議の同意を伴う場合において、保安機能の維持上問題がないと認められるときは、当該許可又は当該同意の際に条件として付した行為の期間内に限り植栽することを要しないものとする旨を定めるものとする。

(保安林予定森林に関する掲示及び通知)

第13条 法第30条の2の規定による掲示の内容は、同条の告示の内容に準じるものとし、同条の通知の内容は、保安林に指定する旨並びに保安林予定森林の所在場所、当該指定の目的及び保安林の指定後における当該森林に係る指定施業要件のほか、次の各号に掲げる内容とする。

一 指定目的の変更のためにする指定(以下「林種変更指定」という。)の場合には、指定目的の変更のためにする指定である旨

二 現に保安林に指定されている森林についてその指定目的以外の目的を達成するために重ねて保安林に指定(以下「兼種指定」という。)の場合には、従前の指定目的に新たな目的を追加するための指定である旨

2 前項の通知には、告示の写し及び保安林指定予定告示附属明細書並びに保安林予定森林に係る区域が1筆の土地の一部である場合には当該区域を明示した図面を添付す

るものとする。

(保安林の指定の取り消し)

第14条 法第30条の2の規定に基づく告示後、事情の変更及びその他の理由により指定を取り止める場合には、当該保安林予定森林に係る法第30条の2の規定による告示、掲示及び通知を取り消すものとする。

(保安林の指定の通知)

第15条 法第33条第6項において準用する法第33条第3項の規定による通知の内容は、保安林に指定した旨のほか、次の各号に掲げる内容とする。ただし、法第30条の2の規定による通知をした森林所有者に異動があった場合には新しい森林所有者を通知の相手方に、第13条第1項に規定する内容を通知するものとする。

- 一 林種変更指定の場合には、指定目的の変更のためにする指定である旨
- 二 兼種指定の場合には、従前の指定目的に新たな目的を追加するための指定である旨

2 前項の通知には、告示の写し及び保安林指定告示附属明細書並びに前項ただし書きに該当する場合において保安林に係る区域が1筆の土地の一部である場合には、当該区域を明示した図面を添付するものとする。

第4章 保安林の解除

(直接の利害関係を有する者の範囲)

第16条 法第27条第1項に規定する、保安林の解除に直接の利害関係を有する者については、原則として次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 保安林の解除に係る森林の所有者その他権原に基づきその森林の立木竹若しくは土地の使用又は収益をする者
- 二 保安林の解除により直接利益を受ける者又は現に受けている利益を直接害され、若しくは害されるおそれがある者で原則別表1の基準を満たす者

(解除の申請の処理)

第17条 知事は、法第27条第1項に規定する保安林の解除の申請があった場合は、実地調査を行うとともに、当該森林の所在地を管轄する市町村長及び当該保安林の機能が変化することによって直接影響を受けることとなる土地等の権利を有する者の当該解除に関する意見を聞くものとする。

2 知事は、前項に規定する保安林の解除の申請が不適法であって、補正することができるものであるときは直ちにその補正を命じ、補正することができないもの及び申請者が補正の命令に従わない場合は、理由を付した書面を送付して却下するものとする。

(保安林解除予定森林に関する掲示及び通知)

第18条 法第30条の2第1項の規定による掲示の内容は、同項の告示の内容に準じるものとし、同項の通知の内容は、保安林を解除する旨並びに解除予定保安林の所在場

所、当該指定の目的及び解除の理由とする。

2 前項の通知には、告示の写しを添付するものとする。

(保安林の解除の取り消し)

第19条 法第30条の2の規定に基づく告示後、事情の変更及びその他の理由により解除を取り止める場合は、第14条を準用する。

(保安林の解除の通知)

第20条 法第33条第6項において準用する法第33条第3項の規定による通知の内容は、保安林の指定を解除した旨とする。ただし、法第30条の2の規定による通知をした森林所有者に異動があった場合には新しい森林所有者を通知の相手方に、第18条に規定する内容を通知するものとする。

2 前項の通知には、告示の写しを添付するものとする。

第5章 指定施業要件の変更

(変更すべき場合)

第21条 知事は、災害の発生等に伴い当該保安林に係る指定施業要件を変更しなければ、その保安林の指定の目的を達成することができないと認められるに至った場合及び植栽が行われた場合（指定施業要件として植栽の方法、期間および樹種が定められている場合を除く。）は指定施業要件を変更するものとする。

2 知事は、森林所有者から省令第72条第1項第1号の規定による認定を求められた場合において、当該保安林について現に指定施業要件として定められている植栽の方法、期間又は樹種が当該伐採跡地の的確な更新を図るうえで実情に即しないと認められるときであって、当該指定施業要件を変更することにより植栽が可能となり、かつ当該変更をする時間的な余裕があるときは職権により指定施業要件の変更の手続きを行うものとする。

3 前項において、現地の状況に著しい変化が生じたため植栽が不可能となった場合又は指定施業要件を変更する時間的な余裕がない場合は、省令第72条第1項第1号の規定による認定を行うものとし、指定施業要件の変更をすべきものについてはその後遅滞なく同様の手続を行うものとする。

(直接の利害関係を有する者の範囲)

第22条 法第33条の2第2項に規定する、保安林の指定施業要件の変更に直接の利害関係を有する者は、原則として次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 保安林の指定施業要件の変更に係る森林の所有者その他権原に基づきその森林の立木竹若しくは土地の使用又は収益をする者

二 保安林の指定施業要件の変更により直接利益を受ける者又は現に受けている利益を直接害され、若しくは害されるおそれがある者で別表1の基準を満たす者

(指定施業要件の変更の申請の処理)

第23条 知事は、法第33条の2第2項に規定する保安林の指定施業要件の変更の申請があった場合は、実地調査を行うとともに、当該森林の所在地を管轄する市町村長並びに森林所有者等及び当該森林に関し登記した権利を有する者（当該保安林に係る指定施業要件を変更しなければその保安林の指定の目的を達成することができない場合に限る。）又は当該保安林の機能が弱化されることによって直接損失を受けることとなる土地等の権利者（当該保安林に係る指定施業要件を変更してもその保安林の指定の目的に支障を及ぼすことがないとする場合に限る。）の当該変更に関する意見を聞くものとする。

2 知事は、前項の申請が不適法であって、補正することができるものであるときは直ちにその補正を命じ、補正することができないもの及び申請者が補正の命令に従わない場合は、理由を付した書面を送付して却下するものとする。

（指定施業要件変更の手続き）

第24条 保安林の指定施業要件の変更の手続きは、第13条から第15条までの規定を準用する。

第6章 異議意見書

（異議意見書の処理）

第25条 法第32条第1項（法第33条の3において準用する場合を含む。）の規定による知事に提出された意見書が、法第32条第1項に規定する期間の経過後に差し出されたものその他不適法なものであるときは、これを却下するものとする。なお、当該却下は意見書提出者に対し理由を付した書面を送付してする。

（意見聴取会の通知等）

第26条 法第32条第3項（法第33条の3において準用する場合を含む。）の通知書には、同項に規定された事項のほか、次の各号を記載する。

- 一 意見聴取会の開始時間
- 二 意見書提出者が自ら意見聴取会に出席できない事情がある等代理人をして意見の陳述をさせようとするときは、代理人1人を選任し、当該選任に係る代理人の権限を証する書面をあらかじめ提出すべき旨。
- 三 陳述の時間を制限する必要があるときは、1人の意見書提出者の陳述予定時間。
- 四 意見聴取会当日には当該通知書を持参すべき旨。

2 知事は、法第32条第3項（法第33条の3において準用する場合を含む。）の公示は、埼玉県報に登載して行うものとする。

3 細則第8条第1項に規定する議長の指名は、意見の聴取を行う日の前日までに指名書を交付して行うものとする。

第7章 立木伐採許可

（皆伐面積の公表）

第27条 政令第4条の2第3項の規定による公表は、埼玉県報に掲載するものとする。

2 公表は、同一の単位とされる保安林ごとに皆伐面積の限度を明示してするものとする。この場合において、第8条第3項に規定する伐採方法の特例に該当して伐採種を定めないとされたものについての皆伐面積の限度は、第9条第1項の規定により指定されたものについての皆伐面積の限度に合算して定めるものとする。

3 同一の単位とされる保安林は、当該保安林に行政単位等（市郡、町村、大字、字）の名称を冠して表示するものとする。

4 面積は、ヘクタールを単位とし、少数第2位にとどめ、第3位以下を四捨五入するものとする。

5 伐採の限度を算出する基礎となる伐期齢は、指定施業要件において植栽の樹種が定められている森林にあつては当該樹種の標準伐期齢とし、それ以外の森林にあつては更新期待樹種の標準伐期齢とするものとする。ただし、同一の単位とされる保安林に樹種が2以上ある場合には、次式によって算出して得た平均年齢とし、当該年齢は整数にとどめ小数点以下は四捨五入するものとする。

$$u = a u_1 + b u_2 + c u_3 \dots\dots\dots$$

u	平均年齢
u ₁ 、u ₂ 、u ₃ 、	各樹種の標準伐期齢
a、b、c	各樹種の期待占有面積歩合

6 前項に定める標準伐期齢は、埼玉地域森林計画で定める樹種別の立木の標準伐期齢に関する指針とする。

7 第7条第1項及び政令第4条の2第4項の規定により皆伐面積の限度を算定するにあつては、省令第60条第1項第10号の規定による協議（同項第5号から第9号までに該当する立木の伐採についての協議を除く）に係る皆伐面積は、法第34条第1項の許可をした面積とみなすものとする。

8 省令第60条第1項第5号から第9号までの届出および、同規則同条同項第5号から第9号までに掲げる目的を達成するための立木の伐採についての協議に係る伐採面積は、政令第4条の2第4項に規定された法第34条第1項の許可をした面積には含まないものとする。

（立木伐採許可申請の処理）

第28条 知事は、法第34条第1項（法第44条において準用する場合を含む。）に規定する立木伐採許可の申請があつた場合は、実地調査を行うものとする。

2 知事は、前項の申請が不適法であつて、補正することができるものであるときは直ちにその補正を命じ、補正することができないもの及び申請者が補正の命令に従わない場合は、申請者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。

3 政令第4条の2第5項の規定による不許可の通知には、当該不許可の理由を付するものとする。

（伐採許可延長申請の処理）

第29条 知事は、細則第11条に規定する伐採期間延長の申請があつた場合は、実地調査を行うものとする。

2 知事は、前項の申請が不適法であって、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を命じ、補正することができないもの及び申請者が補正の命令に従わない場合は、申請者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。

3 第1項の申請に対する承認は、書面により通知するものとし、承認しない場合はその理由を付すものとする。

(伐採許可後の届出の処理)

第30条 知事は、法第34条第8項及び第9項（両項とも法第44条において準用する場合を含む。本条において同じ。）の立木伐採後の届出があったときは、実地調査を行うものとする。

2 知事は、前項の届出が不適法であって、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を命じ、補正することができないもの及び申請者が補正の命令に従わない場合は、届出者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。

3 知事は、伐採許可の条件として付した期間が経過したとき（法第34条第8項の届出がなされている場合を除く）は、実地調査を行うものとする。

4 知事は、前項の実地調査により立木が伐採されていることを確認したときは、許可を受けた者に対し届出をするように勧告するものとする。

(立木伐採許可を要しない場合の届出の処理)

第31条 知事は、省令第60条第2項の規定による届出書の提出があったときは、実地調査を行い、その結果適当と認めて受理したときは当該届出者に対し受理の通知をするものとする。

2 前項の届出が不適法であって、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を命じ、補正することができないもの及び申請者が補正の命令に従わない場合は、当該届出者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。

(立木伐採許可の住所等の変更及び地位の承継の届出の処理)

第32条 知事は、細則第10条及び第11条に規定する届出が不適法であって、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を命じ、補正することができないもの及び申請者が補正の命令に従わない場合は、申請者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。

(択伐及び間伐の届出の処理)

第33条 知事は、省令第68条の択伐又は間伐の届出書の提出があったときは、実地調査を行い、提出された計画が当該保安林に係る指定施業要件に適合すると認められるときは、その旨を当該届出者に通知するものとする。

2 知事は、前項の届出について、記載された計画が当該保安林に係る指定施業要件に適合していないと認められるときは法第34条の2第2項又は法第34条の3第2項の手続きをとるほか、その他の不適法な事項について、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を命じ、補正することができないものであるときは、当該届

出者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。

第8章 作業許可

(作業許可申請の処理)

第34条 知事は、法第34条第2項（法第44条において準用する場合を含む。本条において同じ。）に規定する作業許可の申請があった場合は、実地調査を行うものとする。

2 知事は、前項の申請が不適法であって、補正することができるものであるときは直ちにその補正を命じ、補正することができないもの及び申請者が補正の命令に従わない場合は、申請者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。

3 法第34条第2項の許可の申請に対する許可又は不許可の通知は、書面により行うものとし、不許可の場合は当該不許可の理由を付するものとする。

(作業許可期間延長申請の処理)

第35条 知事は、細則第14条に規定する作業許可期間延長の申請があった場合は、実地調査を行うものとする。

2 知事は、前項の申請が不適法であって、補正することができるものであるときは直ちにその補正を命じ、補正することができないもの及び申請者が補正の命令に従わない場合は、申請者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。

3 第1項の申請に対する承認は、書面により通知するものとし、承認しない場合はその理由を付すものとする。

(作業許可を要しない場合の届出の処理)

第36条 知事は、省令第63条第2項の規定による届出書の提出があったときは、実地調査を行い、その結果適当と認めて受理したときは当該届出者に対し受理の通知をするものとする。

2 前項の届出が不相当であって、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を命じ、補正することができないもの及び申請者が補正の命令に従わない場合は、当該届出者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。

(作業許可の住所等の変更及び地位の承継の届出の処理)

第37条 知事は、細則第12条及び第13条に規定する届出が不適法であって、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を命じ、補正することができないもの及び申請者が補正の命令に従わない場合は、申請者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。

第9章 植栽の義務

(植栽の義務の履行の確認)

第38条 知事は、法第34条の4（法第44条において準用する場合を含む。）の植栽の義務の履行について、指定施業要件として植栽の方法、期間及び樹種が定められて

いる保安林において立木の伐採が行われた場合は、当該植栽の期間の満了後速やかに、指定施業要件の定めるところに従って植栽が行われたかどうかを調査するものとする。

(植栽の義務の免除又は猶予の認定)

第39条 省令第72条第1項第1号の規定による認定は、森林所有者から認定の請求があった場合又は知事が自ら必要があると認めた場合において、次の各号の1に該当するときに限り行うものとする。

一 火災、風水害その他の非常災害（以下「非常災害」という。）により当該伐採跡地の現地の状況に著しい変更が生じたため、植栽が不可能となった場合又は法第33条の2第1項の規定により指定施業要件を変更する時間的な余裕がない場合。なお、後段の場合には、指定施業要件の変更により植栽の方法、期間又は樹種が変更されたときはその変更されたところに従って植栽をしなければならない旨を付して認定する。

二 非常災害により当該伐採跡地までの通行が困難になり又は苗木若しくは労務の調達が著しく困難になったため、森林所有者が当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法、期間又は樹種に従って植栽をすることが著しく困難となった場合。なお、この場合には、植栽の義務を猶予する期間及び必要に応じて植栽の方法又は樹種を明らかにして認定する。

2 省令第72条第1項第2号の規定による認定は、森林所有者から認定の請求があった場合において、次の各号の1に該当しないときに行うものとし、この認定に当たっては、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して5年を超えない範囲で植栽の義務を猶予する期間を明らかにすることとする。

一 当該伐採跡地が、当該保安林に係る指定施業要件に適合しない択伐による伐採により生ずるものである場合。

二 当該伐採跡地における稚樹の発生状況、母樹の賦存状況、更新補助作業の実施予定その他の状況からみて、植栽の義務を猶予する事ができる期間内において、当該保安林に係る指定施業要件に植栽することが定められている樹種の苗木と同等以上の天然に生じた立木（当該樹種の立木に限る。）による更新が期待できない場合

3 国有林を管理する国の機関が当該国有林について省令第72条第1項第1号又は第2号の規定による認定を求めようとする場合にあっては、認定の請求に代えて知事に協議を行い、知事の同意を得るものとする。

第10章 監督処分

(監督処分)

第40条 知事は、保安林内において次の各号の1に該当する行為が行われていることを発見した場合は、直ちに当該行為を中止すべき旨を行為者及び森林所有者（以下「行為者等」という。）に勧告するとともに、保安林の機能を復旧させるために、造林、復旧、植栽の必要な行為について勧告するものとする。

一 法第34条第1項又は同条第2項の許可を受けずに行われた行為

二 法第34条第1項第4号又は同条第2項第4号に該当するものでないと認められる行為で、同条第1項又は同条第2項の許可の内容又は許可に付した条件に違反している行為

三 偽りその他不正な手段により法第34条第1項又は同条第2項の許可を受けたものと認められる行為

2 行為者等が前項の勧告に従わない場合は、次の各号に掲げる命令をするものとする。

一 当該行為を中止しない場合は、法第38条第1項又は第2項の中止命令

二 造林によらなければ当該伐採跡地につき的確な更新が困難と認められる場合は、法第38条第1項の造林命令

三 当該行為に起因して、当該保安林の機能が失なわれ、若しくは失なわれるおそれがある場合又は土砂が流出し、崩壊し、若しくは堆積することにより付近の農地、森林その他の土地若しくは道路、鉄道その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に被害を与えるおそれがある場合は、法第38条第2項の復旧命令

四 指定施業要件として植栽の方法、期間及び樹種が定められている保安林において当該行為が行われ、当該植栽期間が満了した後も当該指定施業要件の定めるところに従って植栽が行われていない場合は、法第38条第3項の植栽命令

第41条 法第38条第1項の造林命令の内容は、当該保安林について指定施業要件として植栽の方法、期間及び樹種が定められている場合はその定められたところによるものとする。

2 法第38条第2項に規定する期間は、原則として命令をする時から一年をこえない範囲内で定めるものとする。なお、同項に規定する「復旧」には、原形に復旧することのほか原形に復旧することが困難な場合において造林又は森林土木事業の実施その他の当該保安林の従前の効用を復旧することを含むものとする。

3 法第38条第3項に規定する期間は、原則として指定施業要件として定められている植栽の期間の満了日から一年をこえない範囲で定めるものとする。

4 法第38条の規定による命令は、次に挙げる事項を記載した書面を送付してするものとする。なお、(4)には命令の内容の実施状況の報告をすべきこと及び保育その他当該保安林の維持管理上注意すべき事項を含むものとする。

(1) 命令に係る保安林の所在場所

(2) 命令の内容

(3) 命令を行う理由

(4) その他必要な事項

第11章 保安林の標識

(保安林の標識)

第42条 法第39条第1項(法第44条において準用する場合を含む。)の規定による標識の設置は、保安林及び保安施設地区の指定について法第33条第6項において準用する法第33条第1項の規定による告示がなされた日又は法第47条の規定により保安林として指定されたものとみなされた日以降遅滞なく行うものとする。

2 前項の標識は、次の各号の1に該当する地点に設置するほか、その他特に保安林の境界を示すに必要な地点に設置するものとする。

- 一 道路に隣接する地点
- 二 広場、駐車場、野営場その他人の集まる場所に隣接する地点
- 三 農地、宅地その他森林以外の土地に隣接する地点

3 設置した標識が損壊等によりその効用が減じた場合には修繕、再設置その他の所要の措置を講じるほか、保安林が解除された場合には速やかに標識を撤去するものとする。

4 標識に記載する保安林の名称は、第4条各号に掲げるものとする。

5 標識の色彩は、次の各号に掲げる事項については当該各号に定める色彩とする。

- 一 第1種標識の地は白色、文字は黒色
- 二 第2種標識の標板の地は黄色、文字は黒色
- 三 第3種標識の標板の地は白色、文字は黒色、略図の保安林の区域の境界線は緑色

第12章 保安林台帳

(保安林台帳)

第43条 法第39条の2第1項の規定による保安林台帳の調製は、保安林の指定について法第33条第6項において準用する法第33条第1項の規定による告示がなされたとき又は法第47条の規定により保安林として指定されたものとみなされたときは遅滞なく行うものとする。

2 省令第74条第3項及び第4項の規定による保安林台帳の記載については、次の各号によるものとする。

一 省令第74条第3項第6号の事項には、申請者の氏名又は名称及び住所、指定手続の経過、治山事業等との関係、当該森林についての土地利用に関する他の法令による制限との関係並びに立木竹の伐採等、造林、治山事業等、損失補償、違反行為、監督処分、標識その他保安林の維持管理に関する事項を含むものとする。

二 省令第74条第4項第3号の事項には、伐採種、伐採の方法に関する特例、1箇所当たりの面積の限度および植栽に関する事項をそれぞれの区域を明らかにして適当な色彩または記号を用いて描示するものとする。

三 省令第74条第4項第5号の事項には、方位、縮尺、保安施設事業に係る施設の位置、標識の位置および道路、河川その他顕著な地物も含むものとする。

3 省令第74条第5項の規定による保安林台帳の訂正については、次の各号によるものとする。

一 記載事項の訂正を行った場合には、訂正の年月日及び原因を付記するものとする。

二 保安林の解除があったときは、保安林が解除された年月日及び当該保安林の解除に係る法第33条第1項の規定による告示の番号その他必要な事項を記載するものとする。

三 指定施業要件の変更があったときは、指定施業要件が変更された年月日及び当該指定施業要件の変更に係る法第33条の3において準用する法第33条第6項において準用する法第33条第1項の規定による告示の番号その他必要な事項を記載す

るものとする。

第13章 森林審議会

(森林審議会への諮問)

第44条 知事は、法第25条の2第3項（法第26条の2第3項において準用する場合を含む）の規定により埼玉県森林審議会に諮問するほか、法第27条第3項に規定する意見書の提出にあたり、法第68条第2項に規定される重要事項として埼玉県森林審議会に諮問することができるものとする。

第14章 雑則

(提出部数)

第45条 法第3章に規定する事項について、法、政令、省令又は細則の規定により知事に提出する書類及び知事を経由して農林水産大臣に提出する書類の提出部数は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 知事を経由して農林水産大臣に提出する書類 正本1通及び副本1通

二 その他の書類 正本1通及び副本1通

2 前項第2号に規定する書類のうち、受理に係る知事の権限が委任決裁規則第3条の規定により所長に委任されている届出書にあつては、「正本1通及び副本1通」とあるのは「正本1通」とし、委任決裁規則第5条の規定により所長の専決事項とされている届出書にあつては、「正本1通及び副本1通」とあるのは「正本1通」とすることができる。

(標準処理期間)

第46条 法第27条（法第33条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく保安林の指定、解除、指定施業要件の変更の申請に係る標準処理期間は次の各号のとおりとする。ただし、法第26条第3項において準用する法第25条第3項又は第4項の規定により環境庁長官との協議を必要とする案件又は中央森林審議会に諮問する案件、法第26条の2第4項の規定により農林水産大臣との協議を必要とする案件、埼玉県森林審議会を開催する必要がある案件若しくは国又は埼玉県の他の許認可と調整を要する案件についてはこの限りではない。

一 農林水産大臣への申請書の受理から農林水産大臣への進達までおおむね2ヶ月以内

二 知事への申請書の受理から法第30条の2（法第33条の3において準用する場合を含む。）の規定による告示まで おおむね3ヶ月以内

三 法第30条（法第33条の3において準用する場合を含む。）の規定による農林水産大臣からの通知の受理から告示まで おおむね2週間以内

2 前項第1号及び第2号の期間には、申請者による書類の補正の期間は含まないものとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。